株主各位

大阪市北区東天満一丁目1番19号 株式会社セキュアヴェイル 代表取締役社長 米 今 政 臣

第21期定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第21期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し あげます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面によって議決権を行使することができ ますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権 行使書用紙に議案に対する替否をご表示いただき、2022年6月22日(水曜日)午 後6時(営業時間終了時)までに到着するようご返送くださいますようお願い申 しあげます。

敬具

記

2022年6月23日 (木曜日) 午前10時 (開場:午前9時30分) 1. ⊟ 時 2. 場

所 大阪市北区南森町一丁目3番19号

プレミアホテル-CABIN-大阪 2階 プレミアホール

(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

3. 目的事項 報告事項

- 1. 第21期 (2021年4月1日から2022年3月31日まで) 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委 員会の連結計算書類監査結果報告の件
- 2. 第21期 (2021年4月1日から2022年3月31日まで) 計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。) 6名選任の件

監査等委員である取締役3名選任の件 第3号議案

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出 くださいますようお願い申しあげます。

なお、事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類に修正が生じ た場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレス https:// www.secuavail.com) に掲載させていただきます。

新型コロナウイルス感染予防の対応について

<株主様へのお願い>

- ①新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、できるだけ株主総会へのご出席 をお控えいただきたくお願い申しあげます。特にご高齢の方、基礎疾患をお持 ちの方、妊娠されている方、風邪症状がある等体調不良の方につきましては、 株主総会へのご出席をご遠慮いただきたくお願い申しあげます。
- ②議決権の行使は、郵送によっても可能です。前ページにご案内のとおり、同封 の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2022年6月22日 (水) 午後6時 (営業時間終了時) までに到着するようご返送いただきたくお願い申しあげま す。
- ③ご出席される株主様におかれましては、マスクの着用をお願いいたします。
- ④時間短縮のため、株主総会の進行につきましては、報告事項の読み上げ等の内容を省略させていただく場合もございますので、事前に本招集ご通知の確認をお願いいたします。

<接触感染リスク低減のための当社の対応>

- ①運営スタッフは、事前に体調確認のうえ、マスクを着用して応対させていただ きます。
- ②会場に消毒液を設置させていただきます。
- ③会場内は、株主様に間隔を空けてお座りいただくよう、座席を配置いたします。
- ④お土産の配付は、中止とさせていただきます。

なお今後の状況によりましては、会場等を変更する場合もございます。 その場合、当社ウェブサイト(アドレス https://www.secuavail.com)に掲載させていただく予定です。

(添付書類)

事業報告

(2021年4月1日から) (2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症対策の 規制と緩和を繰り返す中で推移し、先行きの見通せない困難な状況が続きま した。当社グループの属する情報セキュリティ業界では、コロナ禍において 急速に進行した企業や組織等のネットワーク化を狙ったサイバー攻撃が発生 しており、情報セキュリティ対策やログ管理がこれまで以上に重要となって おります。

このような状況下、当社グループは24時間365日体制で、お客様にシステム環境を安全に健やかに使い続けていただくため、テレワーク、時差出勤等を継続することで、感染リスクの低減を図りつつ、業務体制を維持継続してまいりました。

当連結会計年度におきましては、前連結会計年度より引き続き、既存顧客とのストック型サービス(セキュリティ運用監視サービス)の契約更新に加え、新規案件獲得に注力いたしましたが、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、本格化を見込んでいた対面営業の延期や、調達遅れによる売上計上時期のずれ、顧客の投資抑制による選定段階での案件停滞の影響により、計画通り進捗いたしませんでした。また前連結会計年度に連結子会社1社の全株式を売却した影響もあり、減収となりました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高957,039千円(前年同期比20.3%減)、営業損失につきましては、子会社によるセキュリティ運用基盤の開発、新規サービスの広告宣伝に先行投資費用を計上したことにより、92,445千円(前年同期は33,050千円の営業利益)となりました。経常損失は、83,758千円(前年同期は35,353千円の経常利益)となり、親会社株主に帰属する当期純損失は、111,833千円(前年同期は親会社株主に帰属する当期純利益46,176千円)となりました。

当連結会計年度におけるセグメント別の業績は次のとおりであります。なお、当連結会計年度より、報告セグメントの名称を変更しております。変更は名称のみであり、セグメント情報に与える影響はありません。

情報セキュリティ事業

情報セキュリティ事業につきましては、既存顧客とのストック型サービスの契約更新に加え、ターゲットを拡大し、新規案件獲得に注力しましたが、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、調達遅れによる売上計上時期のずれや、顧客の投資抑制による想定していた受注の延期等により、計画通りに進捗せず、売上高は825,500千円(前年同期比23.5%減)となりました。セグメント利益につきましても、研究開発、広告宣伝費用等の増加により、17,955千円(前年同期比84.2%減)となりました。

人材サービス事業

人材サービス事業につきましては、新規案件の受注が前期を上回り、売上高は131,538千円(前年同期比8.0%増)となりましたが、採用費用の増加を吸収しきれず、セグメント損失につきましては、962千円(前年同期は1,910千円のセグメント利益)となりました。

-4 -

セグメント別売上高 単位 (千円)

	情報 セキュリティ	セグメント 人材サービス 事業	計	調整額	連結損益計算書計上額
	事業	子人			
売上高					
外部顧客への 売上高	825, 500	131, 538	957, 039	_	957, 039
セグメント間の 内部売上高又は 振替高	_	14, 312	14, 312	△14, 312	_
計	825, 500	145, 851	971, 351	△14, 312	957, 039

- ② 設備投資の状況 当連結会計年度において重要な設備投資はありません。
- ③ 資金調達の状況 当連結会計年度において重要な資金調達はありません。

(2) 財産及び損益の状況の推移

①企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 18 期 (2019年3月期)	第 19 期 (2020年3月期)	第 20 期 (2021年3月期)	第 21 期 (当連結会計年度) (2022年3月期)
売 上 高(千円)	969, 481	1, 190, 042	1, 200, 344	957, 039
経常利益又は 経常損失(△)	39, 574	78, 026	35, 353	△83, 758
親会社株主に帰属 する当期純利益又は(千円) 当期純損失(△)	26, 980	56, 666	46, 176	△111, 833
1 株 当 た り 当期純利益又は(円) 当期純損失(△)	4. 07	8. 38	6. 06	△14. 54
総 資 産(千円)	1, 032, 826	1, 123, 502	1, 334, 201	1, 354, 024
純 資 産(千円)	709, 998	766, 386	1, 090, 453	1, 110, 259
1株当たり純資産額 (円)	104.06	112. 39	141.81	144. 39

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は当期純損失は、自己株式を控除した期中平均発行済株式 総数により算出しております。
 - 2. 1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
 - 3. 当社は、2021年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第18期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1株当たり当期純利益又は当期純損失」及び「1株当たり純資産額」を算定しております。
 - 4. 「収益認識に関する会計基準」 (企業会計基準第29号2020年3月31日) 等を当連結 会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該 会計基準等を適用した後の数値となっております。

②当社の財産及び損益の状況

	<u>X</u>	分	第 18 期 (2019年3月期)	第 19 期 (2020年3月期)	第 20 期 (2021年3月期)	第 21 期 (当事業年度) (2022年3月期)
売	上	高(千円)	794, 306	795, 936	873, 616	801, 688
経	常利	益(千円)	46, 340	67, 730	127, 093	94, 140
当	期純利	益(千円)	26, 911	56, 097	109, 808	12, 544
	株 当 た 期 純 利	り 益 (円)	4. 06	8. 29	14. 40	1. 63
総	資	産(千円)	928, 391	1, 014, 460	1, 380, 690	1, 515, 306
純	資	産(千円)	721, 288	777, 107	1, 164, 806	1, 308, 990
1株	当たり純資	産額(円)	105. 72	113. 98	151. 48	170. 23

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により算出 しております。
 - 2. 1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
 - 3. 当社は、2021年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第18期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1株当たり当期純利益」及び「1株当たり純資産額」を算定しております。
 - 4. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況 該当事項はありません。

②子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容		
株式会社キャリアヴェイル	50,000千円	100%	情報セキュリティ人材の育成・ 派遣		
株式会社LogStare	250,000千円	100%	ログ分析及び関連製品の開発・ 販売		

(注) 当事業年度の末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

特定完全子会社の名称	株式会社LogStare
特定完全子会社の住所	東京都中央区明石町8番1号
当社における特定完全子会社の株式の帳簿価額	500,000千円
当社の総資産額	1,515,306千円

(4) 対処すべき課題

当社グループの主たるビジネスである情報セキュリティ業界では、急速に 進行する社会のネットワーク化を狙った、企業や公共施設等に対する標的型 攻撃やランサムウェア等による高度化したサイバー攻撃が発生しており、これまで以上に情報セキュリティ対策が重要となることが予想されます。

このような環境下で当社グループが継続的に企業価値を向上させていくためには、これまで以上に付加価値の高いサービスを提供し、事業基盤に対する投資を継続的に行うことで、収益性を一層高めていくことが必要不可欠であり、今後も以下の課題への対応が必要だと認識しております。

①販売力の強化

新型コロナワクチン接種率の上昇もあり、政府、地方自治体による規制の緩和や、社会として状況を受け入れていく方向になりつつも、今後も一定期間、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらの営業活動となることが予想されます。当社グループでは、引き続き、感染リスクの低減を図りながら、セールスプロモーションや、オンラインセミナー等を通じたマーケティング活動や、販売パートナーとの戦略的連携強化などの施策に

取組むことで知名度の上昇や、顧客層の拡大を狙い、安定した収益の源泉 であるストック型サービスの拡販活動に取組んでまいります。

②人材確保と人材育成について

当社グループの主たるサービスであるセキュリティ運用監視は、24時間 365日稼働しており、その稼働を維持するための基盤である人材には、常に進化、多様化するセキュリティ関連の知識や、技術力向上に努める必要 があります。その基盤である人材の確保と育成は、今後ますます重要な課題であると認識し、環境整備に努めてまいります。

③研究開発の充実

当社グループの提供する運用監視サービスの新規顧客獲得や、既存契約の更新率を高め、安定した収益の維持を図るには、業務のデジタル化に伴い、需要が高まっているテレワークやクラウド環境に機動的に対応していく必要があります。連結子会社である株式会社LogStareの開発リソースを使い、各種セキュリティ製品の開発や、運用基盤の機能強化に取組み、当社グループの提供するサービスの付加価値を高めることで、拡販活動に繋げてまいります。

(5) 主要な事業内容(2022年3月31日現在)

当社グループは、当社及び連結子会社である株式会社キャリアヴェイル、株式会社LogStareの3社によって構成されております。

区分	事業の内容
1	コンピュータセキュリティの運用・監視・ログ分析サービス
セキュリティ 事業	コンピュータセキュリティ製品の開発・販売
人材サービス 事業	情報セキュリティ人材の育成・派遣

(6) 主要な事業所(2022年3月31日現在)

①当社

本 社 大阪市北区東天満一丁目1番19号

東京本部 東京都中央区明石町8番1号

②主要な子会社の事業所

株式会社キャリアヴェイル 東京都中央区明石町8番1号

株式会社LogStare 東京都中央区明石町8番1号

(7) **使用人の状況** (2022年3月31日現在)

- ① 企業集団の使用人の状況 72名(前期比1名増)
- (注) 使用人数は就業員数であります。

② 当社の使用人の状況

	使	用	人	数	前事業年度末比増減	平	平 均 年 齢		齢	平均勤続年数		
51名			9名減		29.	0歳		4. 7年				

(注) 使用人数は就業員数であります。

(8) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特に記載すべき重要な事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数

15,600,000株

(2) 発行済株式の総数

7,690,000株 (自己株式448株を含む)

(3) 当事業年度末の株主数

4.454名

(4) 大株主 (上位10名)

株	主		名	持	株数	持	株上	と 率
米	今	政	臣	1, 2	00,000株		15	. 60%
NRI	セキュアテク	ノロジーズ株	式会社	1, 2	00,000株		15	. 60%
e v	e r Y o	n e 株式	会 社	1, 0	00,000株		13	. 00%
関	根	弘	良		82,000株		1	. 06%
岸		國	博		71,900株		0	. 93%
吉	田	裕	美		69,200株		0	. 89%
三	木	亮	=		60,400株		0	. 78%
五	十 畑	輝	夫		50,000株		0	. 65%
幅		昭	義		49,100株		0	. 63%
G M	O ク リ ッ ク	証券株式	大会 社		49,100株		0	. 63%

- (注) 1. 上記の持株数は、株主名簿に基づき記載しております。
 - 2. 当社は自己株式を448株保有しておりますが、上記の持株比率は自己株式を控除して算出しております。

3. 新株予約権等の状況

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の 状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の 状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役の状況 (2022年3月31日現在)

	(1) - MATE X - 1 - 0 -										
会社	こにおけるま	也位	氏			名	担当及び重要な兼職の状況				
代 表	取 締 役	社 長	米	今	政	臣	株式会社LogStare 代表取締役				
取締	役常務執行	役員	白	石	達	也					
取締	役 執 行	役員	大	政	崇	志					
取締	役 執 行	役員	エ	内	健っ	に郎	株式会社LogStare 取締役				
取	締	役	上	原	武	彦					
取	締	役	金	澤	伸	_	NRIセキュアテクノロジーズ株式 会社 事業企画本部副本部長				
取締役	三	木	亮	二							
取締役	(員)	上	田	勝	久	かがやき監査法人 代表社員					
取締役	と (監査等す	小	松	宣	郷	中央会計株式会社 代表取締役					

- (注) 1. 取締役上原武彦氏及び金澤伸一氏、並びに取締役(監査等委員)上田勝久氏及び小松 宣郷氏は社外取締役であります。
 - 2. 取締役(監査等委員)上田勝久氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計 に関する相当程度の知見を有しております。
 - 3. 取締役(監査等委員)小松宣郷氏は、長年にわたり経理・財務業務に携わってきた経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 - 4. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、三木亮二氏を常勤の監査等委員として選定しております。
 - 5. 当社は、取締役上原武彦氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、 同取引所に届け出ております。

(2) 取締役の報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	支 給 人 員	支 給 額
取締役(監査等委員を除く) (うち社外取締役)	5名 (1名)	58, 560千円 (2, 400千円)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	3名 (2名)	8,400千円 (3,600千円)
合 計	8名	66,960千円

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 - 2. 取締役(監査等委員を除く)の報酬限度額は、2016年6月24日開催の第15期定時株主 総会において年額100,000千円以内と決議いただいており、当該株主総会終結時点の 取締役(監査等委員を除く)は4名(うち社外取締役は2名)です。
 - 3. 取締役(監査等委員)の報酬限度額は、2016年6月24日開催の第15期定時株主総会に おいて年額20,000千円以内と決議いただいており、当該株主総会終結時点の監査等委 員である取締役は3名(うち社外取締役は2名)です。
 - 4. 取締役の員数は9名(うち社外取締役4名)ですが、無支給者が1名(うち社外取締役1名)いるため、支給員数と相違しております。

② 報酬等の決定に関する方針

1. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社の取締役(監査等委員を除く。)の報酬は、月例の固定報酬としております。 取締役会(2の委任を受けた代表取締役社長)は、役位、職責、会社業績や経済情勢、他社水準、従業員給与の水準等を総合的に考慮しながら、株主総会で決議された報酬額の範囲内で取締役(監査等委員を除く。)の個人別の報酬の内容を決定することを基本方針とすることを、2021年2月15日開催の取締役会において決議しております。

2. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当社の取締役(監査等委員を除く。)の報酬は、当社の経営状況等を俯瞰しつつ各取締役の担当領域や職責の評価を行うには最も適していると判断し、取締役会において役員個人別の報酬額の算出を委任した代表取締役社長米今政臣が、規程に基づき、決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行って作成した報酬案を基に、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内で決定しており、その権限の内容は、各取締役(監査等委員を除く。)の固定報酬の額としております。当該手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

- ① 被保険者の範囲 当社の取締役(監査等委員を除く。)、及び監査等委員である取締役
- ② 保険契約の内容の概要

被保険者が①の会社の役員としての業務につき行った行為(不作為を含む。)に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償するものです。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。保険料は全額当社が負担しております。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
 - ・取締役金澤伸一氏は、NRIセキュアテクノロジーズ株式会社の事業企画本部副本部 長であり、2022年4月1日付で同社の経営管理本部副本部長に就任しております。 当社と同社との間には製品販売等の取引関係があります。
 - ・取締役(監査等委員)上田勝久氏は、かがやき監査法人の代表社員であります。当 社と兼職先との間には特別な関係はありません。
 - ・取締役(監査等委員)小松宣郷氏は、中央会計株式会社の代表取締役であります。 当社と同社との間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

取締役上	原	武	彦	出席状況、発言状況及び 期待される役割に関して行った職務の概要 当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席し、弁 護士としての豊富な経験と高い見識に基づき、議案・審議 等につき必要な発言を積極的に行っております。また、独 立した客観的な立場から、取締役会の意思決定の妥当性・ 適正性を確保するためのチェック機能を果たしておりま す。
取締役金	澤	伸	_	当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席し、 NRIセキュアテクノロジーズ株式会社にて培われた情報セキュリティ分野の豊富な専門知識・経験を基に当社事業のさらなる強化に向けた提言を行い、社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。
取締役上	(監査等 田	委員) 勝	久	当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席し、公認会計士としての豊富な経験と幅広い知識に基づき、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割・責務を果たしております。また、当事業年度に開催された監査等委員会13回の全てに出席し、専門的見地から、適宜必要な発言を行っております。
取締役小	(監査等 松	委員) 宣	郷	当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席し、経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社の経営の監督と経営全般への助言等、社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。また、当事業年度に開催された監査等委員会13回の全てに出席し、独立した客観的な立場から、適宜必要な発言を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の 損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 太陽有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支	払	額
公認会計士法第2条第1項業務(監査証明業務)の報酬		11, 50	00千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産 上の利益の合計額		11, 50	00千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等に監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、取締役会、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務 執行状況や報酬見積の算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等の額について 同意の判断をいたしました。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると 判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の 内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人である太陽有限責任監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会計監査人としての在職中に報酬その他の職務執行の対価として受け、または受けるべき財産上の利益の額の事業年度ごとの合計額のうち最も高い額に2を乗じた額としております。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1)業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の遂行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び監査等委員である取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - 取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び監査等委員である取締役・使用人が法令及び定款を遵守し、倫理観を持ち行動することができるようにコンプライアンスマニュアル及び行動規範を定め、コンプライアンス体制の維持・向上を図ります。
 - ・コンプライアンス上の疑義ある行為については、内部通報運用規程に基づき社内及び社外の通報窓口を設置し、取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び監査等委員である取締役・使用人が通報できるものといたします。
 - ・内部監査を定期的に実施し、法令、定款及び社内規程に準拠し業務が適正に行われているかについて監査するとともに、その結果を監査等委員会へ報告いたします。
 - ・監査等委員である取締役は、監査等委員会及びその他重要な会議に出席し、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の職務の執行を監査いたします。
- ② 取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び監査等委員である取締役の職務の執行 に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - 取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び監査等委員である取締役の職務の執行に係る情報については、文書または電磁的媒体に記録し、法令及び社内規程に従い適切に保存・管理いたします。
 - ・取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び監査等委員である取締役が必要に応じて速やかに閲覧できる状態を維持いたします。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - 事業活動上の重大な事態が発生した場合には、リスク管理規程に基づき迅速かつ的確な 対応を行うとともに、損失・被害等を最小限にとどめる体制を整備いたします。
 - 必要に応じ顧問弁護士等の外部専門家にアドバイスを受け法的リスクの軽減に努めます。
 - ・新たに生じたリスクについては、対応責任者を定め、速やかに対応いたします。
- ④ 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・定例の取締役会を毎月1回開催し、取締役会規程により定められた事項及びその付議基準に該当する事項は、すべて取締役会に付議することを遵守して、重要事項の決定を行います。
 - 取締役会では定期的に各取締役(監査等委員である取締役を除く。)から職務執行状況の報告を受け、職務執行の妥当性及び効率性の監督等を行います。
 - ・日常の職務執行については、職務権限規程及び業務分掌規程等の規程に基づき権限の委

譲を行い、権限と責任を明確化して迅速な職務の執行を確保するとともに、必要に応じて規程の見直しを行い、取締役の職務の執行が適正かつ効率的に行われる体制を整備いたします。

- (5) 監査等委員である取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・定例の監査等委員会を毎月1回開催し、監査等委員会規程により定められた事項及びその付議基準に該当する事項は、すべて監査等委員会に付議することを遵守して、重要事項の決定を行います。
 - ・監査等委員会では定期的に各監査等委員である取締役から職務執行状況の報告を受け、 職務執行の妥当性及び効率性の監督等を行います。
 - ・日常の職務執行については、職務権限規程及び業務分掌規程等の規程に基づき権限の委譲を行い、権限と責任を明確化して迅速な職務の執行を確保するとともに、必要に応じて規程の見直しを行い、監査等委員である取締役の職務の執行が適正かつ効率的に行われる体制を整備いたします。
- ⑥ 企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ・当社及び子会社の役職員で構成される会議を定期的に開催し、重要事項の報告を受ける とともに、各子会社の経営計画の進捗状況等を確認しております。
- ⑦ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びに当該使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項
 - ・監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査等委員会で 協議の上、必要に応じて使用人を配置いたします。
 - ・監査等委員会を補助する使用人に対する指揮命令権限は、その監査業務を補助する範囲 内においては、監査等委員または監査等委員会に帰属するものとし、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の指揮命令は受けないものといたします。
- ⑧ 取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
 - ・監査等委員は、取締役会及びその他重要な会議に出席し、報告を求めることができます。また、監査等委員が必要と判断する会議の議事録について、閲覧できます。
 - 取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人は、重大な法令・定款違反及び会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、速やかにその事実を監査等委員会に報告いたします。
 - ・監査等委員は、その職務執行上必要と判断した事項について、取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人に報告を求めることができます。
- ⑨ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・常勤監査等委員は、定期的に代表取締役と会合をもち、経営方針を確認するとともに、 当社が対処すべき課題及び当社の事業に内在するリスクなどの他、監査上の重要な課題 等について意見を交換いたします。

- ・監査等委員は、会計監査人及び内部監査部門との連携を図るため、定期的に会合を持ちます。
- ・監査等委員は監査の実施にあたり、必要に応じて顧問弁護士の意見と助言を求めます。
- ⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性と適正性を確保するため、金融商品取引法等の法令に準拠し、財務報告に係る内部統制の有効性を評価・報告する体制を整備いたします。

① 反社会的勢力排除に向けた基本方針

反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切関係を持たないことを基本方針と します。また、必要に応じ外部の専門機関とも連携を取ります。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に掲げた内部統制システムを整備しておりますが、その基本方針に基づき 以下の具体的な取組みを行っております。

① 取締役の職務の執行に関する取組み

当事業年度は、取締役会の年13回の開催に加え、常勤取締役(監査等委員を除く)全員が参加する本部長会議を月3~4回開催し、経営方針及び経営戦略に関する重要事項の決定を行いました。一方では、監査等委員会を年13回開催し、各取締役の業務執行状況の監督を行いました。

- ② リスクマネジメント体制に関する取組み リスクマネジメント委員会の事務局によるリスクアセスメント結果に基づき、当社グル ープのリスク対応方針の見直しを年1回実施しています。
- ③ 業務執行の効率性の向上に関する取組み 経営に係る重要事項につき適切な意思決定を行うため月3~4回本部長会議を開催し、 関係する執行役員間において意思決定に先立つ協議・検討を行っております。

7. 剰余金の配当等の決定方針

当社は、株主尊重を経営戦略の重要課題と認識し、収益性、安全性の確保に努め、業績に 基づいた配当を実施することにより株主への利益還元に取組んでいく方針であります。な お、配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

一方、企業体質の強化と将来の事業拡大に備えるために、一定の内部留保の充実を図ることも、株主各位の利益確保に必要不可欠であると考えており、当面は財務体質の強化に努める所存です。上記の方針に基づき、当事業年度に係る剰余金の配当は、無配とさせていただきます。

当社は、会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことができる旨を定款で定めております。

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連 結 貸 借 対 照 表

(2022年3月31日現在)

資 産 の	部	負 債 の 部
流動資産	1, 001, 208	流 動 負 債 189,568
現金及び預金	811,060	買 掛 金 14,233
売 掛 金	128, 975	未 払 金 12,021
		未 払 費 用 35,738
原材料及び貯蔵品	1, 642	未 払 法 人 税 等 16,013
前 渡 金	33, 781	未 払 消 費 税 等 13,821
前 払 費 用	13, 917	前 受 金 75,766
その他	11,830	預 り 金 7,912
·		賞 与 引 当 金 13,917
│ 固 定 資 産 │	348, 941	その他 141
有形固定資産	37, 992	固 定 負 債 54,197
建物	11, 126	資 産 除 去 債 務 8,024
工具、器具及び備品	26, 865	繰延税金負債 46,172
投資その他の資産	310, 948	負 債 合 計 243,765
		純 資 産 の 部
投資有価証券	248, 116	株 主 資 本 958, 275
長 期 貸 付 金	17, 500	資 本 金 627,580
長期前払費用	205	資 本 剰 余 金 323,782
差入保証金	45, 127	利 益 剰 余 金 7,036
		自 己 株 式 △123
繰 延 資 産 	3, 874	その他の包括利益累計額 151,983
創 立 費	1, 266	その他有価証券 評価差額金 151,983
開業費	2, 608	純 資 産 合 計 1,110,259
資 産 合 計	1, 354, 024	負 債 純 資 産 合 計 1,354,024

⁽注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

<u>連 結 損 益 計 算 書</u> (2021年4月1日から) (2022年3月31日まで)

科		目	金	額
売 上	. Ē	5		957, 039
売 上	原 個	5		584, 307
売 上	総	利 益		372, 731
販売費及び-	一般管理費	ì		465, 177
営	業	失 失		92, 445
営 業 外	. 収益	Ē		
受 取	利息	ļ.	622	
受 取 酉	記 当 ④	È	21	
持分法によ	る投資利益	Ė	7, 794	
雑 山	マ フ		1, 439	9, 877
営 業 外	費 月	1		
創 立	貴 償 去	Ţ	379	
開業	貴 償 去	1	782	
雑	員	ŧ	28	1, 190
経	常 損	失 失		83, 758
特別	損 #	Ę		
2 0 周 年	記念費月	1	1,852	1, 852
税金等調	整前当期	月純 損 失		85, 611
法人税、	住民税及	び事業税	19, 045	
法 人 移	第 調	整額	7, 176	26, 222
当 期	純	損 失		111, 833
親会社株主	に帰属する	当期純損失		111, 833

⁽注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

<u>連結株主資本等変動計算書</u> (2021年4月1日から) 2022年3月31日まで)

		株	主 資	本	
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	627, 580	323, 782	138, 094	△123	1, 089, 333
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△19, 223		△19, 223
親会社株主に帰属 する当期純損失			△111, 833		△111, 833
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純 額)					
当期変動額合計	-	_	△131, 057	-	△131, 057
当 期 末 残 高	627, 580	323, 782	7, 036	△123	958, 275

	その他の <u>益</u> 累 その他有価証券 評価差額金	n 包括利 計 額 その他の包括 利益累計額合計	純資産合計
当期首残高	1, 119	1, 119	1, 090, 453
当 期 変 動 額			
剰余金の配当			△19, 223
親会社株主に帰属 する当期純損失			△111,833
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純 額)	150, 863	150, 863	150, 863
当期変動額合計	150, 863	150, 863	19, 806
当 期 末 残 高	151, 983	151, 983	1, 110, 259

⁽注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

【連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等】

1. 連結の範囲に関する事項

全ての子会社を連結しております。

連結子会社の数 2社

連結子会社の名称 株式会社キャリアヴェイル、株式会社LogStare

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社の状況

持分法適用の関連会社数 1社

持分法適用の関連会社の名称 株式会社セキュアイノベーション

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結会計年度の末日と一致しております。

- 4. 会計方針に関する事項
- (1) 資産の評価基準及び評価方法
 - ① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により 算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

② 棚卸資産

原材料及び貯蔵品:移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による 衛価切下げの方法により算定)を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 (リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物

5~18年

工具、器具及び備品 3~15年

② 無形固定資産 (リース資産を除く)

自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間(3~5年)に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な繰延資産の処理方法

創立費

5年間にわたり均等償却をしております。

開業費

5年間にわたり均等償却をしております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念 債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上すること としております。

② 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき 額を計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

① 情報セキュリティ事業

情報セキュリティ事業においては、主にネットワーク機器及び製品保守の販売、ネットワーク構築、セキュリティ運用監視サービスの提供を行っております。

ネットワーク機器及び製品保守の販売は、顧客へ製品、製品保守をそれぞれ引き渡した 時点で収益を認識しております。また、ネットワーク構築による収益は、顧客が検収した 時点で収益を認識しております。 セキュリティ運用監視サービスは、契約で定められた期間にわたり顧客に役務を提供する義務を負っており、当該履行義務は時の経過につれて充足されるため、当該契約期間に 応じて均等按分し収益を認識しております。

取引の対価は、履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融 要素は含んでおりません。

② 人材サービス事業

人材サービス事業においては、主に情報セキュリティエンジニアの人材派遣を行っております。人材派遣は、契約期間にわたって提供した役務に基づいて収益を認識しております。

取引の対価は、履行義務の充足時点から主として2ヶ月以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

【会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更】

(「収益認識に関する会計基準」及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

この結果、当事業年度の損益に与える影響はありません。また、利益剰余金の当期首残高へ の影響もありません。

なお、収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る顧客 との契約から生じる収益を分解した情報を記載しておりません。

(「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」等の適用) 「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定 会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融 商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な 取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用するこ とといたしました。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

【会計上の見積りに関する注記】

(重要な会計上の見積り)

繰延税金資産の回収可能性

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 繰延税金負債(純額)46.172千円

繰延税金負債と相殺前の繰延税金資産の金額は、9.588千円であります。

② その他見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の認識は、将来の課税所得の見積りに基づいており、当該見積りは利益 計画を基礎としております。将来の課税所得の見積りの基礎となる利益計画は、将来の 不確実な経済状況の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税 所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌年度以降の連結計算書類において、繰 延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

【連結貸借対照表に関する注記】

有形固定資産の減価償却累計額

161,584千円

【連結株主資本等変動計算書に関する注記】

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 7,690,000株

- (2) 剰余金の配当に関する事項
 - ① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配 当 の原 資	配当金の 総額	1 株 当 た り 配 当 額	基 準 日	効 力 発 生 日
2021年5月14日 取 締 役 会	普通株式	利益剰余金	19百万円	5. 00円	2021年 3月31日	2021年 6月25日

- (注) 2021年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。 「1株当たり配当額」につきましては、当該株式分割前の金額を記載しております。
 - ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になる もの

該当事項はありません。

(3) 新株予約権に関する事項

当連結会計年度の末日において発行している新株予約権の目的となる株式の数 該当事項はありません。

【金融商品に関する注記】

- (1) 金融商品の状況に関する事項
 - ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針であります。デリバティブ取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、取引先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、信用 状況を定期的に把握しております。

投資有価証券は株式であり、市場価格の変動リスクや発行体の信用リスクに晒されて おりますが、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、取締役会に報告されており ます。 差入保証金は、主に事務所の賃貸借契約に伴うものであります。

営業債務である買掛金は、3ヶ月以内の支払期日であり、その決済時において流動性 リスクに晒されておりますが、毎月資金繰り計画を見直すなどの方法により管理してお ります。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価の算定においては変動要因等を織り込んでいるため、異なる前提条件 等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
① 投資有価証券 その他有価証券	211, 794	211, 794	_
資産計	211, 794	211, 794	_

- (※1) 「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
- (※2) 市場価格のない株式等は、「①投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額(千円)
非上場株式	36, 321

(注) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内	1年超	5年超	10年超
		5年以内	10年以内	
現金及び預金	811,060	_	_	_
売掛金	128, 975	_	_	_
合計	940, 036	ı	ı	_

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価: 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット 以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価: 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定された時価 時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベル に時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位:千円)

区分	時価				
	レベル1	レベル2	レベル3	合計	
投資有価証券					
その他有価証券					
株式	211, 794	_	_	211, 794	

- ② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債 該当事項はありません。
 - (注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

【収益認識に関する注記】

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位:千円)

	報告	セグメント		ì		
	情報セキュリティ 事業	人材サービス 事業	11	調整額	諸表 計上額	
売上高						
顧客との契約から生	825, 500	131, 538	957, 039	_	957, 039	
じる収益	025, 500	101, 000	301,003		331, 033	
その他の収益	_	_	_	_	_	
外部顧客への売上高	825, 500	131, 538	957, 039	_	957, 039	

- 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報
- 「4 会計方針に関する事項」の「(5) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。
- 3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報
- (1) 契約負債の残高等

(単位:千円)

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	114, 349
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	128, 975
契約負債(期首残高)	104, 683
契約負債(期末残高)	75, 766

契約負債は、主に運用監視サービスにかかる顧客からの前受金に関連するものでありま す。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、82,367千円であります。また、当事業年度において、契約負債が28,916千円減少した主な理由は、運用監視サービスにかかる前受金について履行義務を充足し収益認識したことによるものであります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位:千円)

	当事業年度
1年以內	325, 810
1年超2年以内	45, 647
2年超3年以内	29, 674
3年超	35, 425
合計	436, 557

【1株当たり情報に関する注記】

(1) 1株当たり純資産額

144円39銭

(2) 1株当たり当期純損失

14円54銭

【重要な後発事象に関する注記】

該当事項はありません。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

資 産 の	部	負 債 の 部
流 動 資 産	665, 227	流 動 負 債 152,117
		買 掛 金 15,878
現金及び預金	505, 300	未 払 金 6,520
	111, 051	未 払 費 用 21,497
)L #1 SE	111, 031	未 払 法 人 税 等 13,759
原材料及び貯蔵品	294	未 払 消 費 税 等 9,998
		前 受 金 69,733
前 渡 金	33, 418	預 り 金 2,737
	10.000	賞 与 引 当 金 11,851
前 払 費 用	12, 390	そ の 他 141
その他	2, 772	固 定 負 債 54,197
, , ,	_,	資 産 除 去 債 務 8,024
固定資産	850, 078	繰延税金負債 46,172
		負 債 合 計 206,315
有 形 固 定 資 産	37, 274	純資産の部
建物	11,022	株 主 資 本 1,157,007
, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	11, 022	資 本 金 627,580
工具、器具及び備品	26, 252	資 本 剰 余 金 323,782
		資 本 準 備 金 323,782
投資その他の資産	812, 804	利 益 剰 余 金 205,768
机次士压云头	011 704	利 益 準 備 金 1,922
投資有価証券	211, 794	その他利益剰余金 203,845
関係会社株式	555, 677	繰越利益剰余金 203,845
	,	自 己 株 式 △123
長期前払費用	205	評価・換算差額等 151,983
		その他有価証券評価差額金 151,983
差入保証金	45, 127	純 資 産 合 計 1,308,990
資 産 合 計	1, 515, 306	負債純資産合計 1,515,306

⁽注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

<u>損 益 計 算 書</u> (2021年4月1日から) 2022年3月31日まで)

	科			目		金	額
売		上		高			801, 688
売	上		原	価			449, 149
	売	上	総	利	益		352, 538
販	売 費 及	Ω—	般管理	豊費			258, 474
	営	業		利	益		94, 063
営	業	外	収	益			
受	ž I	Ż	利	息		83	
爱	更 取	配	当	金		21	
杂	隹	収		入		1	105
営	業	外	費	用			
杂	隹	損		失		28	28
	経	常		利	益		94, 140
特	別		損	失			
具	関係 会	社 株	式評価	損		54, 322	
2	0 周	年 記	念 費	用		1,852	56, 175
杉	说 引	前:	当 期	純 利	益		37, 965
沒	去人 税	、住	民税	及び事業	€ 税	18, 244	
沒	ち 人	税	等	調整	額	7, 176	25, 421
뇔	á :	期	純	利	益		12, 544

⁽注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

<u>株主資本等変動計算書</u> (2021年4月1日から) (2022年3月31日まで)

							,	T-122 · 1114/
				株	主 資	本		
		資本剰余金		利	监 剰 组	全 金		
	資本金	資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益 剰 余 金 繰越利益 剰 余 金	利益剰余金合計	自己株式	株主資本合計
当期首残高	627, 580	323, 782	323, 782	_	212, 447	212, 447	△123	1, 163, 687
当期変動額								
利益準備金の積立				1, 922	△1,922	_		_
剰余金の配当					△19, 223	△19, 223		△19, 223
当期純利益					12, 544	12, 544		12, 544
株主資本以外の 項目の当期変動 額 (純 額)								
当期変動額合計	_	-	_	1, 922	△8, 601	△6, 679	_	△6, 679
当期末残高	627, 580	323, 782	323, 782	1, 922	203, 845	205, 768	△123	1, 157, 007

	評価・換		
	その他有価証券評価 差 額 金	評価・換算差額 等 合 計	純資産合計
当 期 首 残 高	1, 119	1, 119	1, 164, 806
当 期 変 動 額			
利益準備金の積立			_
剰余金の配当			△19, 223
当期純利益			12, 544
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純 額)	150, 863	150, 863	150, 863
当期変動額合計	150, 863	150, 863	144, 184
当 期 末 残 高	151, 983	151, 983	1, 308, 990

⁽注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

- (1) 資産の評価基準及び評価方法
 - ① 有価証券

子会社株式及び関連会社株式:移動平均法による原価法を採用しております。 その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により (第定)を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

② 棚卸資産

原材料及び貯蔵品:移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による 簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及 び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物

5~18年

工具、器具及び備品 3~15年

② 無形固定資産(リース資産を除く)

自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間(3~5年)に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念 債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上すること としております。

② 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を 計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

情報セキュリティ事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下の とおりであります。

情報セキュリティ事業においては、主にネットワーク機器及び製品保守の販売、ネットワーク構築、セキュリティ運用監視サービスの提供を行っております。

ネットワーク機器及び製品保守の販売は、顧客へ製品、製品保守をそれぞれ引き渡した 時点で収益を認識しております。また、ネットワーク構築による収益は、顧客が検収した 時点で収益を認識しております。

セキュリティ運用監視サービスは、契約で定められた期間にわたり顧客に役務を提供する義務を負っており、当該履行義務は時の経過につれて充足されるため、当該契約期間に 応じて均等按分し収益を認識しております。

取引の対価は、履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融 要素は含んでおりません。

【会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更】

(「収益認識に関する会計基準」及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

この結果、当事業年度の損益に与える影響はありません。また、利益剰余金の当期首残高への 影響もありません。

なお、収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る顧客 との契約から生じる収益を分解した情報を記載しておりません。

(「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」等の適用) 「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会 計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品 に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、計算書類に与える影響はありません。

【会計上の見積りに関する注記】

繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金負債(純額)

46,172千円

繰延税金負債と相殺前の繰延税金資産の金額は、9,588千円であります。

② その他見積りの内容に関する理解に資する情報 連結注記表に記載した事項と同一であります。

【貸借対照表に関する注記】

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 160,916千円

(2) 関係会社に対する金銭債権債務 短期金銭債権 3,326千円

短期金銭債務 4,403千円

【損益計算書に関する注記】

関係会社との取引高

売上高12,586千円売上原価10,736千円その他の営業取引10,737千円

【株主資本等変動計算書に関する注記】

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株	式の	り種	類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普	通	株	式	448株	-	_	448株

【税効果会計に関する注記】

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	3,614千円
未払費用	483千円
減価償却超過額	3,868千円
投資有価証券評価損	26,144千円
資産除去債務	2,447千円
その他	2,511千円
] 	39,069千円
評価性引当額	△29,481千円
繰延税金資産合計	9,588千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	55, 761千円
繰延税金負債合計	55,761千円
繰延税金負債の純額	46,172千円

【関連当事者との取引に関する注記】

種 類	会社等の名称	資本金又は 出資金 (千 円)	事業の内容又は職業	議決権等 の 所 有 (被所有) 割合(%)	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
法人主要株主	NRIセキュアテ		情報サー	(被所有)	当社製品 ・サービ スの販売	セテ製サの リ連・ス売	222, 526	売掛金	27, 143
	クノロジーズ株 式 会 社	450,000	ビス業	直接 15.6	相手先製 品・サー ビスの購 入	セテリ連・スト 仕 八 仕 八	21, 912	買掛金	4, 017

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針

当社製品・サービスの販売並びに相手先製品・サービスの購入については、一般の取引 条件と同様に決定しております。

【収益認識に関する注記】

(収益を理解するための基礎となる情報)

連結注記表に注記した事項と同一であります。

【1株当たり情報に関する注記】

(1) 1株当たり純資産額

170円23銭

(2) 1株当たり当期純利益

1円63銭

【重要な後発事象に関する注記】

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月24日

株式会社セキュアヴェイル

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人 大阪事務所

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社セキュアヴェイルの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と 認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社セキュアヴェイル及び連結 子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状 況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任 は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の 責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の 職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通 読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法 人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討するこ と、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆 候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の 基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これに は、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に 表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが 含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意

見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、 重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の 選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分か つ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明する ためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じ た適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と 認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記 事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基 礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、 監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見 事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月24日

株式会社セキュアヴェイル

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人 大阪事務所

 指定有限責任社員公認会計士
 坂
 本
 潤
 印

 業務執行社員公認会計士
 大
 好
 慧
 印

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社セキュアヴェイルの2021年4月1日から2022年3月31日までの第21期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に 準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書 類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が 国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、 監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見 表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は 含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するも のではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の 基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、 不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示す るために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれ る。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従っ

て、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心 を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、 重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の 選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分か つ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた 適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者に よって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評 価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、 監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見 事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監査報告書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第21期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況 を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人である太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当 であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果 会計監査人である太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月27日

株式会社セキュアヴェイル 監査等委員会

常勤監査等委員 三 木 亮 二 即

監査等委員上田勝久印

監查等委員 小 松 盲 郷 印

(注)監査等委員上田勝久及び小松宣郷は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定 款に定めることが義務付けられることから、変更案第15条(電子提供措 置等)第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項の うち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を 法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案 第15条(電子提供措置等)第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線け変更部分を示しております)

	(下豚は変更部刀を小してわりまり。)
現行定款	変更案
(株主総会参考書類等のインターネット開示	
とみなし提供)	
第15条 当会社は、株主総会の招集に際	<削除>
し、株主総会参考書類、事業報	
告、計算書類及び連結計算書類	
<u>に記載または表示をすべき事項</u>	
に係る情報を、法務省令に定め	
<u>るところに従いインターネット</u>	
<u>を利用する方法で開示すること</u>	
<u>により、株主に対して提供した</u>	
<u>ものとみなすことができる。</u>	

現行定款	変更案
2/11 VE/W	(電子提供措置等)
<新設>	<u>(電子に送通し等)</u> 第15条 当会社は、株主総会の招集に際
▼村取 /	
	し、株主総会参考書類等の内容
	である情報について、電子提供
	措置をとるものとする。
	② 当会社は、電子提供措置をとる事
	項のうち法務省令で定めるもの
	<u>の全部または一部について、議</u>
	決権の基準日までに書面交付請
	求した株主に対して交付する書
	<u>面に記載しないことができる。</u>
	(附則)
<新設>	_(電子提供措置等に関する経過措置)_
	第2条 現行定款第15条(株主総会参考書
	類等のインターネット開示とみ
	なし提供)の削除および変更案
	第15条(電子提供措置等)の新
	設は、会社法の一部を改正する
	法律(令和元年法律第70号)附
	則第1条ただし書きに規定する
	改正規定の施行の日(以下「施
	行日」という) から効力を生ず
	るものとする。
	② 前項の規定にかかわらず、施行日
	から6か月以内の日を株主総会
	の日とする株主総会について
	は、現行定款第15条はなお効力
	を有する。
	③ 附則第2条は、施行日から6か月
	を経過した日または前項の株主
	総会の日から3か月を経過した
	日のいずれか遅い日後にこれを
	削除する。

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。) 6名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。)全員(6名)は、本総会終結の時をもって任期満了となります。また、金澤伸一氏は本総会終結の時をもって退任いたします。

つきましては、新任の取締役候補者1名を含む取締役6名の選任をお願いい たしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者 について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

	状態区医価省は、医学ともうであります。					
候補者 番号	s 氏	略 歴 、 (重	当社における地位及び担当 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当 社の株式数		
	お は ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** *	1996年11月 2001年8月 2006年12月 2018年10月 2020年8月	新日鉄情報通信システム株式会社(現日鉄ソリューションズ株式会社)入社当社設立 代表取締役社長(現任)当社 社長執行役員(現任)株式会社インサイト 取締役株式会社LogStare 代表取締役(現任)	1,200,000株		
1	(取締役候補者とし 2001年8月に当社を を一貫して推進し、 当社のブラシンドイメ す。このよううな経験 もに、当社事業続き もに、当社事業続きなり、 待され、引き続き	1, 200, 0000				
2	られていた。 や 白 石 達 也 (1988年2月19日生)	2010年4月 2012年4月 2016年7月 2018年6月 2020年4月	当社 入社 当社 東京技術グループリーダ 当社 東京技術マネージャ 当社 取締役 当社 取締役常務執行役員(現任)	5,200株		
2	アドバイザーとして	報セキュリテ の実績を積ん の役割も期待	ィ技術職に専念し、ユーザーへの提案、できており、お客様の信頼もあり、若手 され、引き続き取締役として選任をお願	σ, 200γκ		

候補者 番号	成 が 名 (生 年 月 日	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当 社の株式数
3	大 政 崇 志 (1989年7月3日生)	2011年4月 当社 入社 2014年1月 当社 技術グループリーダ 2016年7月 当社 技術マネージャ 2018年6月 当社 取締役 2021年6月 当社 取締役執行役員(現任)	一株
	リティアドバイザー 頼もあり、また、若	た理由) 眼セキュリティ技術職に専念し、ネットワークセキュ としての実績を積んできており、パートナーからの信 手育成の指導者としての役割も期待され、引き続き取 顔いするものであります。	
4	く ない けん た ろう 工 内 健 太 郎 (1977年5月11日生)	2017年9月 当社 入社 2017年12月 当社 経営企画本部マネージャ 2019年4月 当社 経営企画本部副本部長 2020年8月 株式会社LogStare 取締役(現任) 2021年4月 当社 経営企画本部本部長(現任) 2021年6月 当社 取締役執行役員(現任)	一株
4	(取締役候補者とし) 当社に入社以来、各 経営企画本部本部長 ポレート・ガバナン 尽力していることか 取締役として選任を:		
	^{うえ はら たけ ひこ} 上 原 武 彦 (1951年10月24日生)	1983年3月 司法研修所 卒業 1988年3月 黒田・上原法律事務所 設立 1998年2月 上原武彦法律事務所 (現 北御堂筋パートナーズ法律事務所) 設立 2006年6月 当社 社外取締役 (現任)	
5	同氏を社外取締役候れ、その経歴を通じた。 に基づき、独立した。 正性を確保するたした。 は社外取締役員 過去に社、上記の理せんが、上記の理せんが、上記の理せんが、上記の理せんが、	とした理由及び期待される役割の概要) 補者とした理由は、長年にわたり弁護士として活躍さて培った法律の専門家としての高い見識と豊富な経験客観的な立場から、取締役会の意思決定の妥当性・適のチェック機能を発揮していただくことを期待し、適選任をお願いするものであります。なお、同氏は、ること以外の方法で会社経営に関与したことはありまてより社外取締役として、その職務を適切に遂行してております。なお、同氏の在任期間は、本総会終結のります。	

候補者 番号	. . . </th <th></th> <th>当社における地位及び担当 要 な 兼 職 の 状 況)</th> <th>所有する当 社の株式数</th>		当社における地位及び担当 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当 社の株式数
6	なが き よし なお 永 木 良 尚 (1974年11月30日生)	2016年4月 2019年4月 2020年4月 2022年4月 (重要な兼職	株式会社野村総合研究所 入社 NRIセキュアテクノロジーズ株式会社 出向 同社 MSS事業三部長 同社 サイバーセキュリティサービス 事業本部長 同社 マネージドセキュリティサービ ス事業本部長 同社 研究開発センター長 同社 研究主幹 (現任) 域の状況) アテクノロジーズ株式会社 研究主幹	一株
	同氏を社外取締役候 て、2009年の当社と 携当時から携わって 思決定に際して、情	補者とした理 NRIセキュアデ いただいており 報セキュリティ 言・提言をいか	び期待される役割の概要) 由は、情報セキュリティの専門家とし クノロジーズ株式会社との資本業務提 の後におきましても、取締役会の意 ィ部門にて培われた豊富な知識と経験に ただくことを期待し、社外取締役として す。	

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 - 2. 上原武彦氏、永木良尚氏は、社外取締役候補者であります。
 - 3. 当社は、上原武彦氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定 し、同取引所に届け出ております。
 - 4. 当社は、上原武彦氏との間で会社法第427条第1項及び当社定款第27条の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。上原武彦氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。また、永木良尚氏の選任が承認された場合は、同様の内容で当該契約を締結する予定であります。
 - 5. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の 執行に関し、責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生 ずることのある損害賠償金及び争訟費用等を当該保険契約により塡補することとして おります。各候補者の選任が承認された場合、当該保険契約の被保険者に含められる こととなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
 - 6. 各候補者の略歴、当社における地位及び担当は本招集ご通知発送日現在のものであります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員(3名)は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の取締役会は、全ての候補者について監 査等委員会の同意を得て、適任であると判断しております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

$\overline{}$	_ , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	で 区 大田 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	-
候補者 番号	s 氏	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当 社の株式数
1	み き りょう ビ 三 木 亮 二 (1954年1月21日生)	1979年4月 三菱自動車工業株式会社 入社 1991年10月 新日鉄情報通信システム株式会社 (現 日鉄ソリューションズ株式会社) 入社 2001年8月 当社 設立 取締役副社長 当社 執行役員 当社 管理本部長 当社 取締役 2015年4月 2016年6月 当社 取締役 (常勤監査等委員) (現任)	60, 400株
	(監査等委員である 2001年8月の当社設 積み重ねられた業務 れた見識は、監査等 ら、監査等委員であ	わ jù	
2	うえ だ かっ ひさ 上 田 勝 久 (1965年7月10日生)	1989年4月	
	公認会計士として多 て、高い見識を有し 外取締役(監査等委 営を監視いただい で経営監督機能を果 取締役として選任を	上外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要数の会計監査の経験と、財務及び会計の専門家とており、2007年の社外監査役就任を経て、2016年の員)就任以降、客観的かつ中立的な視点から当社のおります。これらの経験や見識を活かし、公正な立たしていただくことを期待し、監査等委員である社お願いするものであります。なお、同氏の在任期間をもって6年となります。	社 経 場 外

候補者 番号	s 9 が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当 社の株式数
3	こ *^ のぶ さと 小 松 宣 郷 (1977年12月21日生)	2001年1月 中央会計株式会社 入社 2005年12月 同社 取締役 2006年12月 株式会社FirstStep 設立 代表取締役 2009年6月 中央会計株式会社 代表取締役 (現任) 2012年6月 当社 社外監查役 当社 社外取締役(監查等委員) (現任) (重要な兼務の状況) 中央会計株式会社 代表取締役	一株
	税務・会計分野の事 関する幅広い知見をの の社外取締役(監査: の経営を監視いただ 立場で経営監督機能 社外取締役として選	上外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 業会社を経営されており、税務・会計及び経営全般に 有しており、2012年の社外監査役就任を経て、2016年 等委員)就任以降、客観的かつ中立的な視点から当社 いております。これらの経験や知見を活かし、公正な を果たしていただくことを期待し、監査等委員である 任をお願いするものであります。なお、同氏の在任期 時をもって6年となります。	

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 - 2. 上田勝久氏、小松宣郷氏は、社外取締役候補者であります。
 - 3. 当社は、上田勝久氏、小松宣郷氏との間で会社法第427条第1項及び当社定款第27条 の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としており、両氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。
 - 4. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の 執行に関し、責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生 ずることのある損害賠償金及び争訟費用等を当該保険契約により塡補することとして おります。各候補者の選任が承認された場合、当該保険契約の被保険者に含められる こととなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
 - 5. 各候補者の略歴、当社における地位及び担当は本招集ご通知発送日現在のものであります。

以上

メ	

メ	

メ	

株 主 総 会 会 場 ご 案 内 図

会場:大阪市北区南森町一丁目3番19号

プレミアホテル-CABIN-大阪 2階

プレミアホール TEL 06-6363-1201



交通 Osaka Metro (旧大阪市営地下鉄) 谷町線「南森町駅」 2号出口に隣接